

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和3年8月2日に開催した第30回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和3年7月30日に決定した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」に沿って、第29回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した事項について、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、当面の間、感染対策を継続する。

1 公共施設等の取扱いについて【期間の延長】

夜間帯のみ利用中止を継続する。なお、中部地区会館については当面の間利用中止、村山温泉「かたくりの湯」については午後8時までの開館とする。(令和3年7月9日付広資料第140号参照)

2 市主催等のイベントの中止について【期間の延長】

市が主催又は共催する各種イベントは、当面の間中止する。

3 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について【期間の延長】

職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務等を引き続き推進し、職員の出勤を抑制する。

4 市立小・中学校について【期間の延長】

通常どおりの登校とするが、部活動については制限付きの実施とする。

5 その他【期間の延長】

不要不急の外出を控える旨のメッセージについて、青色防犯パトロールカーによる市民への広報を継続する。